給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

	課長	主幹	主 査	担 当	合 議
※ 決					
決裁					
15%					

					(特	 	生 地		郵便番号					特別徴収義	務者指定者	番号		
平成	年	月		日	給別 与徴	121 1	T 10		_					個 人	番	号		
					支収	名	称								係			
뉱	f 野 町	叮 長	様		払義 者務					印			担当者	氏名				
					者	代表職氏	者 の 名 印							電話				
						177												
給 与 所 得 者																		
フリガナ									(ア)		(1)	(ウ)	異動	異動の	異動後の		退職年の1月から	
氏 名						(旧姓)	特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額	年月日	事由		収税額 徴収	退職時までの 給与支払額	備考
	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)						円		円	円		1 2日 100		M	円	一括徴収した		
旧住所										月分 から				1. 退職 2. 転勤 3. 休果 4. 長欠 5. 死亡	1. 特別復 2. 一括復 3. 普通復	数収継続 数収 数収		税額の納入月
現住所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所)]					5. 死亡		で囲んだ	控除社会保険料額	月分			
								月分 まで	3			/. 住所誤報	場合は、 できない ○を付し	理由欄に	円	納入年月日		
										0 スの出	1.1.	C \ /_C		年 月 日				

◎給与の支払いを受けなくなった後の納付額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

				THE PART OF THE PA	H=100 - 1 1 1 - 2 - 0				
一括徴収の理由 異動者印		給与または	一括領	數収予定額					
1. 異動が平成 年12月31日までで 申し出があったため。 2. 異動が平成 年1月1日以降で		退職手当等の 支払い予定月日	支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	●退職者の未徴収税額について				
特別徴収の継続の希望がないため。		•	円	P	1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収する ことが義務付けられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本				
一括徴収できない理由 1.5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等		•	Ä		人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるよう、お願いいたします。				
がないため又は未徴収税額より少ないため。 2.その他(理由:)		•	Ä		<i>Φ</i> 9 ο				

転勤等による特別徴収届出書(下欄外の注意書きを参照してください。)

		給与支 給別徴収	所在地 郵便番号	フリガナ			特別徴収義務 指 定 番		新規 ・ 継続
納付額	円を			_			71 /С Ш	係	
			フリガナ					坏	
月分から徴収し納入する。		払義 者務	名 称				担当者	氏名	
		者)	代表者の 職氏名印			印		電話	
給与支払方法 及びその期日		金融機	を希望する 銭関の所在地 び名称		納入書の要否	必要 ・ 不要	経理責任者 氏 名		

ご注意 1 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。

- 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。
- 新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入など必要の手続きを済ませたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。
- 3 ※の欄は、届出者において記入する必要がありません。